

# 宮古市墓園

## がっそうぼ 合葬墓のご案内



市民生活部くらし安全課

〒027-8501

岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111

FAX 0193-63-9110

## 1 宮古市墓園の合葬墓とは

- (1) 合葬墓とは、従来の宮古市墓園の墓所とは異なり、個人での墓碑の建立や管理および承継の心配がなく、一つの大きなお墓に多くの方の焼骨を合同で埋蔵するお墓です。
- (2) 焼骨を合同で埋蔵するお墓のため、一度埋蔵した焼骨は後で改葬や返還する事ができません。
- (3) 合葬墓には、引き取り手のいない方の焼骨（無縁焼骨）も一緒に納骨されています。
- (4) 市で管理するお墓のため、寺院が行う供養等の宗教行事は行いませんので、供養等を希望される場合は寺院等へご相談されるようお願いいたします。

## 2 合葬墓を利用できる方

- (1) 合葬墓の利用者となることができる方は、焼骨および死体埋火葬許証または改葬許可証を所有し、焼骨の祭しを主宰する方で、市内に住民登録か本籍を有していることが必要となります。  
また、利用者が市内に住民登録か本籍を有しない場合であっても、埋蔵される方が市内に住民登録か本籍を有している場合は利用することが可能です。
- (2) 合葬墓は満65歳以上の方が、ご自身のために生前予約をすることができます。なお、生前予約を行う場合は、ご自身がお亡くなりになった後に祭しを主宰する方も決めていただき、お二人で申請していただくこととなります。
- (3) 利用者に市町村税及び特別区税の滞納がないこと。
- (4) 宮古市墓園の墓所の利用者でないこと。
- (5) 分骨（分骨証明書）による利用はできません。

## 3 合葬墓の利用許可

- (1) 合葬墓を利用する場合は事前に市へ申請をし、許可を得ることが必要となります。利用許可を得た際には合葬墓・墓誌利用許可証を発行します。
- (2) 合葬墓の申請は、1体の埋蔵ごとに1件の利用許可を受けることとなります。
- (3) 合葬墓には利用許可を受けた埋蔵者以外の焼骨を納骨することはできません。
- (4) 合葬墓の利用許可の権利は譲渡および承継することはできません。

#### 4 墓誌への記名

- (1) 合葬墓に埋蔵された方の生前の氏名を墓誌へ記名することができます。
- (2) 墓誌への記名を利用する場合は墓誌使用料を納付していただきます。

#### 5 合葬墓の使用料等

合葬墓使用料	焼骨一体につき 20,000 円
墓誌使用料	焼骨一体につき 10,000 円（希望者のみ）

※生活保護受給者は、申請を行うことにより使用料が免除になります。

#### 6 申請時に必要な書類

- (1) 合葬墓・墓誌利用許可申請書
- (2) 死体埋火葬許可証、または改葬許可証（生前予約は不要です）
- (3) 利用者の住所が宮古市でない場合には納税証明書、または課税証明書（課税額が0円であることの証明）と、本籍入りの住民票が必要となります。
- (4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）、生前予約の場合は祭しを主宰する方の分も必要となります。

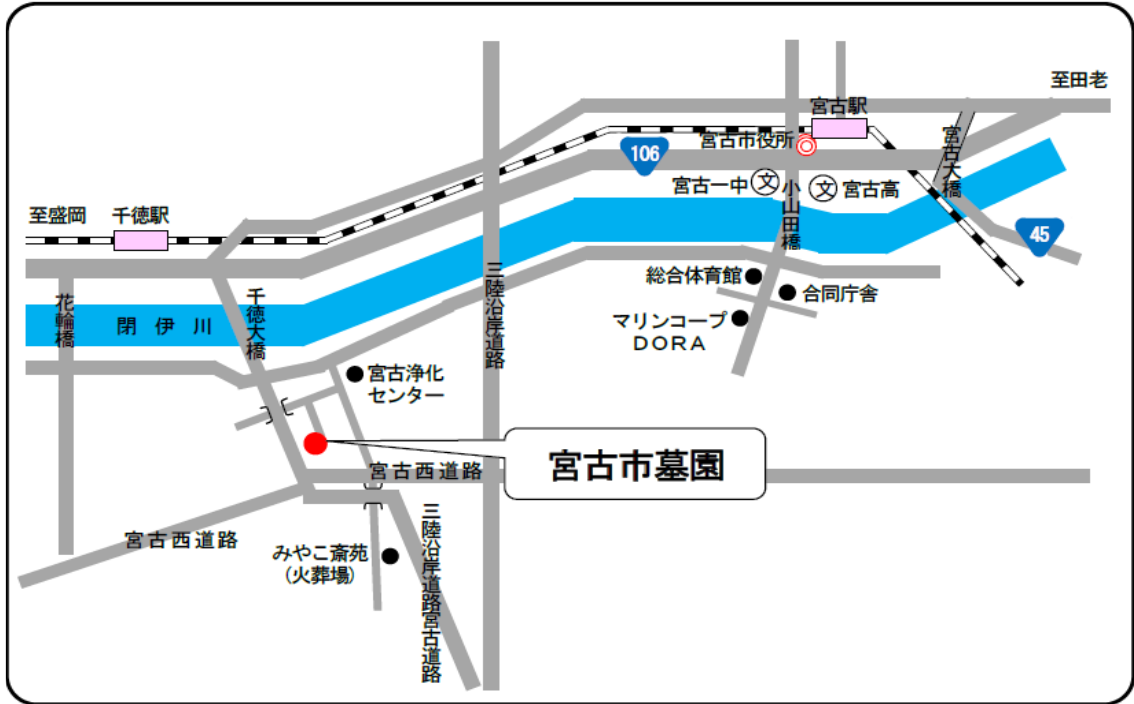
#### 7 合葬墓申請から納骨までの流れ

- (1) 合葬墓・墓誌利用許可申請書類等の提出をしていただきます。
- (2) 申請書類の審査を行います。
- (3) 審査後不備がなければ合葬墓使用料、及び墓誌使用料の納付書を送付します。
- (4) 使用料の納付確認後、くらし安全課より連絡しますので、納骨日の予約を行っていただきます。
- (5) 納骨日に合葬墓・墓誌利用許可証を交付、死体埋火葬許可証または改葬許可証を提出し、市役所職員立会いのもと利用者が納骨します。

#### 8 その他

- (1) 納骨後の焼骨の返還はできませんので、ご親族と十分にご相談の上、申請を決めてください。
- (2) 生前予約の場合、合葬墓・墓誌利用許可証の記載事項に変更があった時は、必要書類等を添付し許可証の書き換えを受けてください。
- (3) 焼骨以外の副葬品や遺髪等は埋蔵できません。
- (4) 供養を行った後の供物、供花等は必ず持ち帰るようお願いします。
- (5) 土葬されていた遺骨を改葬する場合は火葬を行ってから納骨していただきます。

宮古市墓園案内図 所在地 岩手県宮古市松山第7地割1番地3



墓園内合葬墓案内図

